

# 地域発展活性化センター「地域連携・交流事業」募集要項

平成 24 年 4 月 18 日

京都華頂大学・華頂短期大学  
及び各研究機関研究員 各位

京都華頂大学・華頂短期大学  
地域発展活性化センター  
センター長 秋山道男

## 平成 24 年度「地域連携・交流事業」公募について（ご案内）

時下、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

京都華頂大学・華頂短期大学「地域発展活性化センター」では、昨年度開設をし、その事業を進めるべくこれまで鋭意準備を進めて参りました。お陰さまで、運営委員をはじめ所属研究員及び事務局体制等の準備を整えることができました。

当センターでは、今日の社会が抱える様々な諸課題に対して、特に京都府内各地域の現状に着目し、その発展と活性化に対する本学が果たすべき役割を担う研究機関の一つとして、その事業活動を展開させて行く所存です。

つきましては、本事業は京都府内の各地域が抱える諸課題に対して、当センターが広く大学・短大研究者や研究機関研究員等の実践活動に対する積極的な支援を行うことで、それら地域の発展と活性化に向け寄与することを目的として実施するものです。

尚、募集要項をご確認の上、「地域連携・交流事業応募申請書」にて 5 月 31 日（木）（消印有効）まで当センターへご提出ください。多くのご応募お願い申し上げます。

### 【問合せ・申し込み先】

京都華頂大学・華頂短期大学 地域発展活性化センター（担当：森川）

〒605-0062 京都市東山区林下町 3-456

Tel (075) 551-1188 (代) Fax (075) 551-1620

URL:<http://www.kacho-college.ac.jp>

京都華頂大学・華頂短期大学 「地域発展活性化センター」  
平成 24 年度「地域連携・交流事業」募集要項

1、 趣旨

京都華頂大学・華頂短期大学地域発展活性化センターでは、本学の位置する地域との連携、交流事業に関わるものにつき、助成金を交付する「地域連携・交流事業」を実施しています。当事業は、今日の京都府内各地域において、その地域が抱える様々な諸課題に対して、その発展と活性化に対する本学が果たすべき役割を担う事業活動の一つとして実施するものです。当事業では京都府内の各地域が抱える諸課題に対して、広く大学・短大研究者や研究機関研究員等の、それら地域の発展と活性化に寄与すると考えられる事業活動の公募と選考を行い採択した事業について委託し、その実現を目指します。

2、 事業テーマ

事業テーマは、基本的に自由テーマとし、京都府内各地域の現状に着目し、諸課題や問題点等を探ると共に、それら地域の発展と活性化への斬新かつ先駆的な事業となるもの。

(尚、当該地域住民との連携、協働による事業については優先的に採択するものとする)

3、 応募要件（対象となる大学・短大、研究機関、団体等）

大学・短期大学等の教職員や研究者、または研究機関の研究員、研究グループ等。

- 注① 個人、団体のいずれでも申請可
- 注② 研究者は 1 件までの申請に限る。
- 注③ 団体・グループについては代表者を定めること。
- 注④ 特定の政治活動や、営利を目的とするもの、及び公序良俗に反する場合は対象除外となります。
- 注⑤ 学外者からの申請は本学専任教職員（1 名）の推薦を得ること。

4、 募集期間及び申請

平成 24 年 5 月 31 日（木）（消印有効）

応募者は、別に定める地域発展活性化センター 平成 24 年度「地域連携・交流事業」応募申請書により、上記期間内に当センターに提出すること。

5、 助成金額

\* 事業テーマ（1 件につき） 上限 30 万円 （24 年度の委託は 2 ~ 3 件を予定）

## 6、委託期間

委託期間は、1年とする。

(但し、24年度においては、委託決定日～平成25年3月31日(日)までに完了する事業とする。)

## 7、助成金の使途および対象となる経費

助成金は、当該事業のために直接必要な費用に充てるものとし、受託者自身の報酬や事業目的外の設備、備品等の費用に充ててはならない。

(対象となる経費については、別紙「助成対象経費の例」を参照のこと。)

## 8、選考及び決定

### (1) 選考方法

委託事業については、下記により当センター「運営委員会」にて選考の上、決定する。

\* 1次選考（書類選考） \* 2次選考（申請者からのヒアリング）

### (2) 審査基準

- ① 斬新かつ先駆的な取り組みであり、成果が期待される事業であること。
- ② 事業目的が明確であり、目標を実現させるための事業計画・資金計画が適正かつ合理的であること。
- ③ 事業活動の全般において、地域住民との連携・協働が図られていること。

### (3) 結果の通知

選考結果は応募者全員に文書をもって通知する。

発表日 平成24年6月中旬～下旬（予定）

尚、選考内容や採否の理由等については一切回答できませんので、ご了承下さい。

## 9、申請手続きの方法

当センターより応募申請書を入手し必要事項記入の上、郵送にて申請を行って下さい。

(応募申請書提出先)

〒605-0062 京都市東山区林下町3-456

京都華頂大学・華頂短期大学 地域発展活性化センター内

「平成24年度、地域連携・交流事業」係

\*申請者の個人情報につきましては、本事業のみに使用させて頂きます。

## 10、報告の義務について

- (1) 受託者は、下記により事業報告を行うこと。
- ① 中間報告 平成 24 年 10 月 31 日（水）までに中間報告を行うこと。中間報告は USB 等の電子媒体に収録し、1 部をプリントアウトの上、両方を提出する。  
(様式自由)
- ② 完了報告 事業終了期限（平成 25 年 3 月 31 日（日））後、1 か月以内に事業完了報告書（USB 等の電子媒体に収録し、1 部をプリントアウトの上、両方を提出）及び、収支報告書を提出すること。
- ③ 事業を中止、廃止するとき、または完了報告等が適切に行われない場合は、助成金を返還しなければならない。

## 11、事業成果の公表の責務

- (1) 事業成果については、当センターで主催する研修会や論集での発表を行うこと。
- (2) 事業成果は、学会、シンポジウム等にて広く公開すること。
- (3) 公表する場合は、事前に当センターの承認を得るものとし、その際には当センターからの助成を受けた旨を表示すること。また発表した冊子、資料等を 1 部、当センターに送付すること。

## 12、留意事項

- (1) 選考決定の際は、当センターと「委託契約書」を締結すること。
- (2) 「委託契約」に反する行為があった場合は、助成金の返還請求を行う。
- (3) 本事業は当センターからの委託となりますので、事業の成果等は当センターに帰属します。
- (4) 本事業を他の研究者や団体、グループ等に再委託することは出来ません。
- (5) 他の助成事業と重複して本事業を受託することはできません。
- (6) 提出された書類は、返却しません。
- (7) 事業より得られた個人情報等については、委託終了後も守秘義務があります。

## 13、お問合せ・連絡先

申請に関するご質問は、下記までお問合せ下さい。

京都華頂大学・華頂短期大学 地域発展活性化センター 事務局（係、森川）

〒605-0062 京都市東山区林下町 3 - 456

Tel (075) 551-1188 (代) Fax (075) 551-1620

\*助成対象経費の例（事業の内容、性格等を勘案し、事前に協議の上で、当センターが認めた場合については、この限りではありません。）

経費項目	助成の対象となる経費の例	備考
謝金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー、研修会等の講師、有識者等に対する謝金</li> <li>・報告書、資料作成等への原稿執筆者に対する謝金</li> </ul>	
旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師、有識者等がセミナー、研修会等の開催場所までに要する交通費及び宿泊等に相当する経費</li> <li>・現地調査等に要する交通費及び宿泊費に相当する経費</li> </ul>	グリーン料 金・食費・手 当等は対象外
会議費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師、有識者、現地関係者等との会議時の会場費</li> <li>・講師、有識者、現地関係者等との会議時の簡素な飲食代の購入に要する経費</li> </ul>	
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票、報告書等の郵送料</li> <li>・助成事業専用の電話、FAX等の通信費</li> <li>・講師、有識者、現地関係者等との連絡にかかる郵送料等</li> </ul>	
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票、報告書、封筒等の印刷にかかる経費</li> <li>・助成事業の実施に要した書類等のコピー代</li> </ul>	
委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の一部を外部に発注する経費 (例) データ入力、集計等</li> </ul>	
賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該助成事業のみにかかる、集計、資料整理作業等単純な労働に従事する者に対する雇い上げに必要な経費</li> </ul>	
消耗品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該助成事業のみにかかる用紙購入、封筒購入費等に必要な経費 (例) コピー用紙、封筒、文房具、参考書籍</li> </ul>	
その他	特に必要と認めるもの (支出する前に、当センターと協議してください)	
(助成金精算時、上記の各経費に対する帳票、領収書類の整理、提出願います)		
経費対象外品目等	PC 購入費、分析ソフト購入費等、助成事業終了後、個人の資産となるものにつきましては、助成対象経費とは認められませんのでご了承ください。	

京都華頂大学・華頂短期大学 「地域発展活性化センター」  
平成 24 年度「地域連携・交流事業」応募申請から事業終了までの流れ

- 1、 計画 4月 18 日(水) 事業案内・募集開始
- 2、 申請 5月 31 日(木) 締切（消印有効）
- 3、 審査 6月中旬（第1次・第2次）
- 4、 採否の通知 6月中旬～下旬
- 5、 委託契約の締結 6月下旬
- 6、 助成金の支払い 6月下旬～7月初旬 (助成額の半額を支払い)
- 7、 事業開始
- 8、 中間報告 10月 31 日（水） (USB・プリントアウト 1部を提出)
- 9、 事業終了 25年 3月 31 日（日） (期日までに事業を終了すること)
- 10、 事業完了報告書 4月 30 日（火） (各報告書等の提出をもって、助成金の残額を清算する)  
事業報告書  
収支報告書  
帳票・領収書  
等の提出
- 11、 事業成果の発表 平成 26 年 3 月 31 日までとする  
研修会・論集等
- 12、 終了

以上

京都華頂大学・華頂短期大学 「地域発展活性化センター」

# 地域連携・交流事業

## 平成 24 年度募集案内

「地域連携・交流事業」とは、京都府内の各地域が抱える諸課題に対して、その地域の発展と活性化を目指すことに寄与すると考えられる事業を公募し、支援するための助成を行うものです。

- ・募集期間 平成 24 年 4 月 18 日(水)～5 月 31 日 (木) (消印有効)
- ・助成金額 30 万円 (事業テーマ一件あたりの上限額、今年度は 2～3 件を委託予定)



(京都府北部の集落で活性化への活動に参加する華頂生)

### 事業募集説明会（於、本学地域発展活性化センター室）

- ・(第 1 回) 4 月 20 日 (金) 11 時～12 時
- ・(第 2 回) 5 月 8 日 (火) 13 時～14 時

(お問合せ先)

当事業及び応募申請等に関しましては、下記までお問合せ下さい。  
京都華頂大学・華頂短期大学 地域発展活性化センター 事務局（係、森川）  
〒605-0062 京都市東山区林下町 3 - 456  
Tel (075) 551-1188 (代) Fax (075) 551-1620

京都華頂大学・華頂短期大学 「地域発展活性化センター」

平成 24 年度 「地域連携・交流事業」応募申請書

(地域連携・交流事業について、募集要項に基づき、次の通り応募します)

京都華頂大学・華頂短期大学 「地域発展活性化センター」

センター長 秋山 道男 様

・申請年月日 平成 24 年 月 日 ( )

・申請事業テーマ 「 \_\_\_\_\_ 」

・申請金額 円

1. 申請者情報 (団体・グループの場合は、代表者を申請者としてください)

申 請 者	1 氏名	
	2 事業体制	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体・グループ (名)
	3 所属機関 (団体・グループ) 名	
	4 担当者名 (部署・役職)	
	5 連絡先住所	〒
	6 電話番号	
	7 E-mail	
	8 Fax 番号	
	9 URL	
	10 これまでの 活動内容の概要 実績等	
	11 推薦人署名 (所属部署名)	印

## 2. 事業概要

1 事業テーマ	
2 事業実施期間	
3 事業対象地域	
4 事業の目的	
5 事業の内容	
6 事業の実施体制  (特に、対象地域住民との連携・協働については具体的に記述すること)	
7 事業活動から期待できる成果	
8 事業の特徴（先駆性や他の事業の参考となること）	

### 3. 事業予算書

経費区分	予定支出額	支出予定額の内訳
謝金		
旅費		
会議費		
通信運搬費		
印刷製本費		
委託費		
賃金		
消耗品		
その他		
合計	円	

(注) 本事業以外の助成を受け、重複して本事業を実施することや、他に本事業を再委託することは出来ません。又、委託契約等に反する場合には、助成金の返還や給付停止となる場合がありますので留意すること。

#### 4. 事業スケジュール

年　月	内容
H24. 4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
H25. 1	
2	
3	
4	
～H26. 3	

(注)

- (1) 事業成果については、当センターで主催する研修会や論集での発表を行うこと。
- (2) 事業成果は、学会、シンポジウム等にて広く公開すること。
- (3) 公表する場合は、事前に当センターの承認を得るものとし、その際には当センターからの助成を受けた旨を表示すること。また発表した冊子、資料等を1部、当センターに送付すること。